【令和8年度】岡山市商店街未活用店舗等リノベーション支援事業　要項

1. 事業趣旨及び内容

商店主の高齢化や店舗の老朽化等により閉店し、商店街にありながら営業しておらず現在活用されていない店舗(未活用店舗)や、賃貸募集を行っているものの出店希望者のニーズと一致していないために、長期間出店に至っていない店舗(長期空き店舗)が散見する状況です。

本事業では、魅力ある店舗の増加に向けて未活用店舗及び長期空き店舗(以下、未活用店舗等)の解消を目的として、貸店舗化等する取り組みに対して補助金を支給します。

2. 補助対象者

商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織又はその連合会

3. 補助対象事業・補助額・補助率　※国等の補助金との併用はできません。

対象事業	補助率	補助限度額
下記いずれかの費用 ・複数店舗に分割、住宅部分と店舗部分を間仕切りする費用 ・火災報知器、誘導灯など建築基準法、消防法に基づく設備の費用 ・内装や排水、電気設備を改修する費用 ・既存設置物や残置された什器、商品等を処分する費用 ・その他リノベーションに資する費用	1/2	100万円

4. 補助対象となる建物所有者

- 次の(1)～(5)のいずれかに該当する建物所有者

(1)個人
(2)中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める者で、資本金又は出資の総額のうち大企業の占める出資比率が50%未満である者をいう。)
(3)商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立され法人
(4)中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された法人
(5)一般社団法及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき設立された法人

ただし次の各号のいずれかに該当する者を除く

(1)市税を完納していない者
(2)規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
(3)岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員、並びにその関係者
(4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
(5)宗教上の組織又は団体、政治団体
(6)訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者

5. 補助対象となる未活用店舗等

- 次の全ての要件を満たす未活用店舗等

(1)岡山市内の商店会のある商店街のうち市の定める範囲に位置する又はこれに準じる範囲に位置すること
(2)補助金申請時点で、1年以上未活用店舗又は1年以上賃貸募集をしている長期空き店舗であること
(3)小売、飲食、サービス等に供する面積が1,000㎡を超える建物でないこと
(4)未登記の建物でないこと
(5)建物の共有名義人がいる場合、全員の同意が得られていること

6. 補助対象経費

工事請負費、委託料

7. 補助対象外経費

備品の購入・設置に関する費用、振込手数料、許可申請に係る手数料、公租公課(消費税及び地方消費税、健康保険料等)、補助事業に直接関係のない経費、その他市長が補助事業としてふさわしくないと認める経費

8. 申請期間

申請期間	令和8年4月1日～予算が上限に達し次第終了
事業実施期間	交付決定日から令和9年3月31日

9. 提出書類

● 補助金申請時

・補助金等交付申請書（岡山市補助金等交付規則の様式第1号）
・事業計画書（様式第1号）
・位置図・間取り図（様式第2号）
・誓約書及び同意書（様式第3号）
・承諾書（様式第4号）※共有名義の場合
・未活用店舗等の登記事項証明書
・見積書（明細が記載されたもの）
※事業費が税込100万円以上の場合、同一エリアの商店会の会員又は会員（法人の場合はその代表者）が役員若しくは代表者である事業者から見積書を徴取する場合は2者以上の見積書が必要です
・市税滞納無証明書（商店会及び出店者）
・現況写真（施工前後が比較できるもの）
・図面
・仕様書、設計書等
・商店会の定款及び名簿
・商店会が事業計画決定までの経過を記録した議事録（理事会の議事録等）
・その他事業実施に関する書類

● 事業実施～完了後

・補助事業等着手届（岡山市補助金等交付規則の様式第4号）
・補助事業等完了届（岡山市補助金等交付規則の様式第4号）
・補助事業等実績報告書（岡山市補助金等交付規則の様式第5号）
・事業実施報告書（様式第5号）
・請求書（明細が記載されたもの）
・領収書（振込票の控え）の写し
・実施写真（施工前後が比較できるもの）
・その他事業実施に関する書類

● 補助金額確定後

・補助金等交付請求書（岡山市補助金等交付規則の様式第7号）

10. 申請の流れ

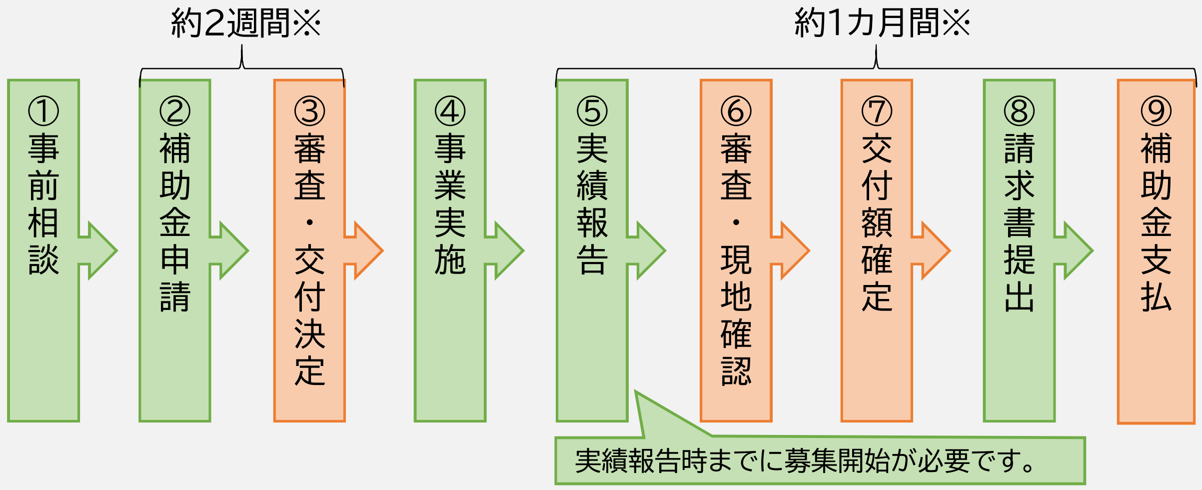

※ 必要書類が不備・不足なく提出されてからの目安期間です（申請状況等により期間は異なります）。

■ 申請・お問い合わせ先
岡山市産業観光局商工部産業振興課　商業振興係
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
TEL:086-803-1323
MAIL:shougyou@city.okayama.jp

商店街支援はこちら➡